

京都市告示第7 4 0号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和8年3月26日

京都市長 松井 孝治

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
きくちレディースクリニック	中京区三条通高倉東入栴屋町53-1 Ducemixビルディング3F	令和7年12月28日
医療法人社団貴正会 仁王門村上診療所	左京区新堀町通仁王門下る和国町 380-1 ヴィラ三宅1階	令和8年2月1日
医療法人良樹会 ひとみ内科クリニック京都院	山科区竹鼻竹ノ街道町92 ラクトC103	令和8年3月1日
医療法人翔仁会 たきもと内科クリニック	山科区大塚野溝町86-2	令和8年2月1日
ごとう歯科クリニック	山科区小山北溝町33番地1	令和8年2月1日
平安調剤薬局	左京区岡崎北御所町11番地の9	令和8年2月1日

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)